

○湖南省不登校児童生徒が通う民間施設についてのガイドライン

平成 28 年に成立した「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（いわゆる「教育機会確保法」）では、その基本理念として、不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援を行うことが示された。また、令和元年文部科学省通知「不登校児童生徒への支援の在り方について」では、不登校児童生徒の一人一人の状況に応じて、教育支援センター、学びの多様化学校、フリースクールなどの民間施設、ICT を活用した学習支援など、多様な教育機会を確保する必要があると明記している。

このガイドラインは、これらの施設において不登校児童生徒が支援などを受ける際に、保護者や学校、教育委員会として留意すべき点を目安として示したものである。

1 実施主体について

- (1) 不登校児童生徒に対する支援を行うことを主たる目的とし、社会的自立をめざす相談・指導がなされていること。
- (2) 法人、個人を問わないが、民間施設の代表者が不登校児童生徒に対する相談・指導に関し深い理解と知識又は経験を有し、かつ社会的信望を有していること。
- (3) 著しく営利本位でなく、入会金、授業料（月額・年額等）等が明確にされ、保護者等に情報提供がなされていること。
- (4) 業務上知り得た児童生徒及び保護者の個人情報について、他の目的に使用しないこと。また、フリースクール利用終了後も厳守すること。

2 相談・支援のあり方について

- (1) 児童生徒の生命、健康及び人格を尊重した支援等が行われていること。
- (2) 不登校には心理的、情緒的、身体的、社会的要因・背景によるさまざまな態様があることから、支援の対象となる者が民間施設の支援体制に応じて明確にされていること。受け入れに当たっては面接を行うなどして、当該児童生徒の

状況の把握が適切に行われていること。

- (3) 指導内容・方法、相談手法及び支援の体制があらかじめ明示されており、かつ児童生徒の状況に応じた適切な内容の支援が行われていること。
- (4) 児童生徒の学習支援や進路の状況等につき、保護者等に定期的に情報提供がなされていること。
- (5) 体罰などの不適切な指導や人権侵害行為が行われていないこと。

3 相談・支援スタッフについて

- (1) 支援スタッフは児童生徒の教育に深い理解を有するとともに、不登校への支援についての知識・経験をもち、その指導に熱意を有していること。また、民間施設の代表者は、支援スタッフの資質向上に努めること。
- (2) 専門的なカウンセリング等の方法を行う場合は、心理学や精神医学等、それを行うにふさわしい専門的知識と経験を備えたスタッフが支援にあたっていること。
- (3) 宿泊による活動を行う民間施設にあつては、生活指導にあたる者を含め、民間施設の活動を行うにふさわしい資質や経験を備えたスタッフが配置されていること。

4 施設、設備について

- (1) 学校稼業日及び稼業時間に開設していること。
- (2) 学習、心理療法、面接等、様々な活動を行うために必要な設備を有していること。
- (3) 保健衛生面、安全面及び管理面において適切な設備を有していること。

5 学校や教育委員会と民間施設との関係について

- (1) 児童生徒のプライバシーに配慮の上、次に掲げる事項について民間施設から学校に情報提供が行われていること。ただし、民間施設における児童生徒の情報を学校等に提供することについて、児童生徒や保護者に予め説明し承諾を得ること。

ア 民間施設への入所、退所情報

イ 出席状況や学習その他の活動の状況

ウ 支援経過

エ その他必要な情報

- (2) 学校と民間施設が相互に児童生徒やその家庭を支援するために必要な情報等を月1回程度目安に交換するなど、学校・教育委員会事務局との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。

6 家庭との関係について

- (1) 民間施設での支援経過を保護者に月1回程度目安に連絡するなど、家庭との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- (2) 宿泊による指導を行う民間施設にあつては、たとえ民間施設の指導方針がいかなるものであつても、保護者の側に対し面会や退所の自由が確保されていること。